

令和 2 年 5 月 29 日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部長

感染拡大予防ガイドライン等に基づいた感染防止対策の徹底について

政府の緊急事態解除宣言を受け、本県では対策本部会議を開催し、今後の感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛及び休業要請の緩和、②兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の推進を決定しました。これまでのご協力に感謝します。

事業者の皆様におかれては、5月20日にお送りした「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等に基づき、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避、感染防止対策の徹底をお願いします。

今後予想される第2波にも備えるため、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

（参考）

兵庫県ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html>

（新型コロナウイルスに関する情報を発信しています。）